

(6 番 直江修市 議員)

○議長 (大西慶治君) 次に、通告順 8 番 直江修市議員の一般質問を行いますので、直江修市議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順 8 番 直江修市議員の発言を許可します。

直江修市議員。

○6 番 (直江修市君) 大台町総合計画後期基本計画について、質問をいたします。

総合計画の 55 ページに高齢者福祉の現状と課題、それに対する施策の方向性と主な事業が記載されております。事業は大台町高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づいて進められております。計画は本文にありますように、介護保険法第 117 条に規定される介護保険事業計画及び老人福祉法第 20 条の 8 に規定される老人福祉計画で、法律で計画策定が義務づけられているものであります。いわゆる法定計画と言われるものです。

老人福祉法第 20 条の 8 には、市町村は地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に則して老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとするとしてあります。基本構想に則してという点が私大変重要と思います。この計画には四つの基本理念が定められておりますが、得心のいくものであります。しかし、計画書の 10 ページ、施設居住系サービスの利用の適正化についてにおいて、平成 22 年度の利用者数が 176 人であるが、平成 26 年度には 167 人までとするといった計画となっており、平成 22 年度要支援、要介護認定者 703 人が、平成 26 年度には 749 人になるとする推計からも状況に見合ったものと判断しがたい。こうした計画となったのは国は当初見込んでいた以上に、介護保険財政が膨れあがったことから、公費負担を抑えるため施設入所者は、より重度者に限定すべきとし、原則在宅サービスを中心とすることを自治体に押しつけているからであります。

経済同友会は2009年度社会保障改革委員会提言、持続可能な介護保険制度に向けた抜本的改革、2010年6月28日作成の中で、施設で介護を受ける場合についても要介護度が同じであれば、在宅介護を受ける場合と支給額を同程度にとどめ、それを超過した費用分は全額自己負担とすべきとして、在宅サービスへ誘導させようとしております。これは将来的に施設サービスを廃止していく方向性を示唆したと捉えられます。

一方、厚労省は42万人にのぼる特養の待機者について、在宅サービスの強化と高齢者住宅の整備などで解消を図る、5月12日社会保障制度改革の方向性と具体策として、特養の抜本増設を放棄する姿勢です。中所得者の負担が急増し低所得者が到底入居できなくなる政策であります。総合計画における現状と課題において、高齢者世帯や高齢単独世帯が増加し、在宅における介護力は著しく低下と記述されております。これが私、地域の実態・実情だというふうに思います。財界や厚労省の方向は住民のニーズにまさに背を向けるものではありませんか。町長の見解を伺います。

2点目に、先ほど全国的には介護難民と言われます入所したくても入れない方が42万人にも上ると言いましたけども、域内にも高齢者施設があるわけなんですけれども、旧宮川村にはやまびこ荘、大台地域には共生園でしたか、というような施設がございますが、それらの施設に対する入所希望者について、2点目に伺います。

で、総合計画を策定する際に町民の皆さん方に、アンケートをお願いされました。その結果におきまして老人ホームなど施設に入りたいというふうに答えられた方が25.8%というふうに総合計画にございます。こういうアンケート結果からも当事者の答えばかりではないかもわかりませんが、将来的には自身が介護を必要になった場合に入所したいというふうな方においても、回答がされておるんかもわかりませんが、4分の1以上の方が施設に入りたいというふうに希望されております。そういうアンケート結果も踏まえまして、か

なりな方々が入所を希望されておるのではないかというふうに思いますので、説明を求めます。

次に、3点目の問題ですけれども、これも町民アンケート結果におきまして、入所型施設をさらに整備してほしいと答えられた方は10%というふうに総合計画にございます。私、前段で述べましたように、全国的にも42万人以上の方が入所を希望しながら入れない状況があると申しました。それもこれも先ほども述べましたように、国のほうが施設での介護を阻んで在宅へと方向づけておることによって、施設が不足してきておることが大きな原因だというふうに思うんです。いま介護保険の見直しが国のほうでされておりますけれども、この見直しにおきまして、三菱UFJ銀行ですか、ここの調査機関が高齢者のことで調査をして、その提言を厚労省に上げておるようです。厚労省はその提言を受けて地域包括型の介護ということで、在宅重視の改革・改正をですね、目指しておるようなんですけれども、その三菱銀行がメインバンクとなつてですね、福祉で企業化しておるところへ、いま大変融資をしておるというようなことも言われておきまして、財界は早くから給付費を抑えて、企業の保険料の負担を軽減させて、そして福祉産業というところに入っていくと、企業参入していくと、それを銀行が応援して利益を上げようというようなことで、現実にそういうところの機関の調査報告をもとに、厚労省が制度を見直して、いま申しました高齢者住宅をなるべく建てる方向を目指しておるということなんですね。

高齢者住宅に入居しますと、今の特養での経費では到底賄えんというようなことが言われております。私はやはり本当の福祉といいますのは、低所得者でも安心してこの理念にもございますように、住んだ地域で生涯を送れるという形を行政が担保していくことが大事だというふうに思うんです。そういう点からも言いますが、やまびこへも100人からも入所待ちの方がみえるということなんですね。ですから本当に施設が不足しておるという現状は、これ明

らかだと思えます。厚生労働省や財界等は施設介護ではなしに、居宅部分はだてて介護は外からのサービス、こういうことを意図しとるということなんです。私は宮川地域の将来も考えて、高齢者対策と本当に就労の場が限られてきておる中で、限られた就労の場も雇用が減ってきておる現状です。こういう将来のことを考えた場合に、特別養護老人ホームの建設、これは本当に必要だというふうに思えます。

でいま、平成23年度中にですね、24年度からの後期の基本計画を策定しようということで、当局としては事務を進めているということでもありますので、ぜひとも後期の基本計画に宮川地域への特別養護老人ホーム施設建設、こういうことをうたっていく必要があるというふうに思えますので、見解を求めたいと思えます。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは高齢者福祉についてお答えをいたします。大台町の高齢者福祉計画そして介護保険事業計画では、平成18年度より予防重視型システムへの転換を図りながら、寝たきりや要介護状態にならないよう介護予防を進めているところでございます。基本目標を地域の支えあいの中で、高齢者がすこやかにいきいきと暮らせる町としております。その中で議員ご指摘の施設、居住系サービス利用者数の平成26年度の目標につきましては、国の示した参酌標準により、施設居住系サービス利用者数を要介護2から5の認定者数の37%以下に、また重度の要介護者、介護度で4から5でございますが、この方の施設利用者数を施設利用者総数の70%以上になるよう目標を設定する必要がありました。これにつきましては介護予防を進め、在宅生活ができるようにすることと、よりきめ細かな介護が必要な重度の要介護者を施設入所できるように促進するためのものでございます。町の現時点での施設居住系サービスの利用者数は152名で、介護度2から5の認定者数に対する割合が40%でありまして、また介護度4から5の利用者数は65人で、施設利用者

数に対する割合が57.5%、いずれも目標を達成していない状況でございます。

総合計画の町民アンケートで、あなたが寝たきりなどの長期介護を受けるようになった時、どのようにしたいと思いますかの問いで、老人ホームなど施設に入りたいと答えた方が、先ほどお話ございましたように、25.8%でございますが、ホームヘルパーなど公的なサービスを受けて自宅で過ごしたい及び家族の世話になりながら自宅で過ごしたいと答えた人が半数以上の57.1%という結果でございます。やはり施設ではなく在宅で暮らしたいと考えている人が多いというふうに受け止めております。

本町におきましては、高齢化や共働き家族の増加及び核家族化の進行により、在宅における介護力は低下しておりますものの、住み慣れた家庭や地域で生活を続けていくために、在宅系サービスを充実していく必要があると考えております。

2点目の施設居住系サービスの利用を希望する人は、現時点で27名みえるわけですが、その中で介護度4から5の重度の人は19名となっております。この方たちは現在入院中やデイサービス、また短期入所等を利用している状況でございます。また特別養護老人ホームの入所判定につきましては、要介護度、現在利用している介護サービスの状況、介護される家族の状況等を点数化し、点数順により入所決定を行っております。

3点目に宮川地域に施設整備することを後期計画にということでございますか、本年度は平成24年度から平成26年度までの後期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定の年でもありますので、今後の高齢者のニーズを十分把握した上で検討いたしたいと思っております。今後検討する中で施設を必要とするのであれば、大台町に必要な施設はどのような施設が必要であるのか。日常生活上の世話をを行う、いわゆる特別養護老人ホームなのか、あるいは医学的管理の下に自立した日常生活を営むことができるような介護老人保健施設で

あるのか、また資格を持った職員の確保はできるのか。さらに保険料の問題にしましても、仮に特養で定員30人の施設を新設した場合に、保険料が一人当たり月平均700円上がることとなります。また各種サービスでの介護給付費の伸びを考慮しますと、保険料はさらに上がることとなりますので、介護サービスの充実と保険料の両面から十分検討した上で判断していきたいと考えております。

このことは地域の将来も考えて、そしてまた地域の理解もいただきながら考えていかねばならない問題と考えております。以上、ご理解をお願いしまして答弁とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大西慶治君） 直江修市議員。

○6番（直江修市君） 大台町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の7ページに基本理念がございます。高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられる、高齢者が健康でできるだけ介護を必要としない生活を続けられる。高齢者の尊厳が守られ、その人らしい生活を自分の意思で送ることができる。介護が必要となった場合に、地域で包括的、継続的な支援が受けられるということで、非常にいい基本理念なわけなんです。

で具体的にはこれ在宅介護や施設介護があるというふうに言いましたし、町長も説明されました。この介護保険が導入されるまでは、この施設建設というのは非常に重視されて、宮川地域に特別養護老人ホームが建てられ、飯多福祉組合でもさらにもう一つ二つというような計画もあったんですね。それが介護保険が導入されていわゆる給付費が増加ということの中で、給付費のかかる施設介護ではなしに在宅介護というふうな方向に、大きく舵がきられてですね、今日に至っておる。この間に前述しましたように、全国で42万人も入所希望者が待機をさせられておるといことですね。ここに私一番高齢者問題の大きなポイントがあると思うんですね。それに対して国は施策を講じていくというのが本来の憲法に基づく政治であるというふう思うんですけども、前述しま

したように財界やですね、高齢者福祉というものを儲け対象にしようというような動きの中で、高齢者もそういった方向に引っ張られておるといようなことがですね、大きな私、背景になつとると思うんです。これ誰しも施設での十分な介護を受けたいと私は望んどると思うんですよ。それを給付費を抑えるだけの理由で、あれこれ口実を設けながら在宅で給付費のかからないようにというのが、今の厚労省の考え、財界の意向なんですね。そんなこと本当に地域の人は望んでもいないことだと思っんです。在宅で家族に看取られて余生を送る、これはこれで結構なことなんです。それに対応できない家庭もあるということなんです。その家庭が大変多いというのが、私は状況やないかというふうに思っんです。ですから特別養護老人ホームはこの民間の企業はつくれないんです。つくれないからそういう高齢者住宅なんかをつくってですね、サービスは外からというふうな方向を出してくるんです。

自治体はこれはつくれるんです。社会福祉協議会もつくれるんです。ですからやっぱりその公的責任として、施設建設というのですね、大変重要だと思います。それと同時に就労の場としましても、今やまびこで働いてみえる方がですね、54人です。1時間、2時間のパートの方も含めて54人です。で、養護老人ホームでは13人働いておられます。延べ高齢者福祉施設で働かれてみえるのが67名ということで、大変大きな働く場なんですね。昴学園高校ですか、ここもあり、介護の実習なんかもされておるといようなことから、非常に舞台としては申し分のないところであるわけで、むしろそういう舞台を私はつくっていかんと、産業面での振興策も大事ですけども、定住人口を増やしていく方策、若者の流失を止めていく方策としましては、これは実際にやまびこやら養護老人ホームが果しておる機能からも証明されておるんではないかというふうに思っます。

長いこと議員さしていただいてきました。もうそれほど長くはですね、できる仕事やございません。やはり宮川地域のために私は何とかですね、特養建設

ということを町として取り組んでいただきたいというふうに思いますので、改めて見解を伺いたいと思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） 平成5年ごろだったと思いますが、高齢者のゴールドプランというのが国で策定をされまして、それに乗っかってですね、全国各地でいわゆる施設の整備なりあるいは在宅系ですね、いわゆるショートステイなりデイサービス、あるいは介護支援センターとかいうようなことでね、充実が図られるようにということで、もう各市町村での計画が本当に花盛りであってですね、当時飯多の老人福祉施設組合でも第1号として宮川のほうに施設整備をいただいたと、こういう経緯がございますし、その後、公営ということになりませんでしたけども、それぞれの社会福祉法人が飯高地内に、そしてまた多気町地内にですね、できてきたという経緯がございます。

それから施設数はかなり伸びたわけでございますけども、ただおっしゃられるように入所希望される方と施設の入所の規模がマッチングされていないということで、複数の一人あたり三つも四つも兼ねて申し込んでおりますんで、実際にはやまびこ荘でも入所待ちは30人前後だというふうに思いますが、そういうような時でもやはり思います時に、本当に日々の生活に難渋しとることがございます。ましてやその高齢者の方は病気がちでもございまして、そういった人たちの通院なり、あるいは介護なりそういったようなものはどうなのというふうなことになるますと、本当に胸が痛むような思いもしているところでもございます。

国の方針としましても、在宅系というふうな形にはなつてこようかとは思いますが、ただ三重県のほうもそれぞれ枠を、この施設整備の枠を持っておりまして、平成23年度の計画数で510人規模の施設整備を、特養でございまして510人規模のレベルの施設の整備、あるいは老人保健施設ですと、550人規模の整備をですね、一つの枠として持つておると、こういうようなこ

とのようでございます。そういうことで、決して後ろ向いておるといふことではないとは思ふんです。必要に応じてですね、それなりの整備といふのは進めようと思えば、やれるのではないかなといふふうに思います。

実際そのように運営しますとなるとですね、今も民間ではあかんといふことで、社会福祉法人が結構整備がもう最近では、それを主たる事業主体となつて、その整備が行われておるようなことでもございます。いわゆる直江さんの嫌いな小泉さんの官から民へといふ、そういう流れも一つはあるのではないかなと思ひますが、そういうことで民間がかなりそういうところにも伸ばしてきておるといふような実態があるわけでもございますが、そういう中で我々としましてもどれだけそれが必要なのかと、先ほど申し上げましたように、その中でですね、やはり医療を必要とする人は基本的には特養でみられないといふことですから、そうした時にじゃ病院で診ていただいて、あるいは診療所で診ていただいて、老健施設で数カ月、あるいはもっと長く居るといふ方もみえますけども、そういったような施設がいいのか、うちへ戻つても介護する人がいないとかですね、本当にしよっちゅう医者へいかないかとかいふ方もみえるわけですから、誰が通院させているんやといふことになると、本当に仕事休んでいかなあかんとかいふふうなケースも出てくる。非常にいろいろなケースが出てきて、大変なことにはこれからも拍車がかかつていくのではないかなといふふうに思っております。

そういう意味で施設整備の必要性といふのは、私も感じております。ただ2025年からは高齢者が徐々に減少していくといふ、そういう実態が出ます。2025年っていいますと、これから14年先で私なんかも80歳になってくるころなんですけど、それをいわゆる団塊の世代が80歳に到達してから、徐々に減っていくといふそういう実態になってくるんですね。それはもうわかつておるんですけど、そうなつた時にやはりその要介護者も減っていくのではないかとこれは一概に言えないところありますが、数的には減ってくるのではないかと

ことになります。

そうなりと施設がどんどんつくったのが、今度は余ってくるという、そういうことがございますんで、そのゴールドプランあたりではいわゆる施設もいま大事ではあるけども、在宅で過ごせられるようにいわゆるショートとかデイとか、その在宅・在宅を進めていかならないと。ただ実態としてはこういう地域では介護力がないやないかということ、そういうことになってきますんで、だったら施設だよねというようなことになります。そこら辺の折り合いをどうつけていくかというふうなことが、非常に大事やないかなと、こう思っているところでございます。

そういうことで、今後しっかりとこの計画に盛り込むか否かについて、しっかり検討させてください。そういうことで、十分な検討も加えつつ対応させていただきたいなというふうに思っております。ですので、これからの大台町あるいは近隣の地域の中で、そのような状況が高齢者の実態、そういったようなものもある程度把握しながら、必要なものなんかどうなんかないかというふうなことをしっかりと考えさせていただきたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大西慶治君） 直江修市議員。

○6番（直江修市君） 先ほども申しましたように、いま介護保険法の見直しがされておると。その見直しの際にですね、企業の応援を受けた調査機関が調査をして、その調査結果を厚労省は大事にして、その方向で法律を変えていこうということなんですね。この手法というところに私は非常に本当に国民の立場で、高齢者対策を考えとるのかという点が大きな疑問なんです。

町長言われたように、高校の問題でもそうでしたですけども、生徒数が減って高校の統合とかって、これも厳に来とるわけなんで、言われますように20何年先には減っていくと、つくった施設が無駄になっていくという問題もあろうかと思っておりますけれども、もっとその前に一貫して財界が保険給付の範囲を狭

めるように求めてですね、給付費を減らして企業の保険料負担を軽くして、保険外サービスのビジネスチャンスを広げようというようなことで、食べ物にするということに対して、私はあれこれの空文句やですね、約束や言明の裏にちゃんとあれこれの利益が隠されとるということが心配なんです。

そういうところで物言わぬお年寄りを大切にしないという政治が進められているところに、大きな問題点を感じますので、この地域としてはやはり限界集落対策の条例もこしらえられた時に、どんどん高齢化してくというふうな数字も説明されました、文字どおりそうになっていくわけなんで、その時の介護の対策とですね、働く場が本当にございませぬ。どんどん減少していくということなんです、ここはやはり行政として歯止めをかけてくためには、高齢者対策と就労対策が同時に効果を発揮する、こういう施設建設というのは求められるというふうに思うんです。

私ほかにもいろいろアイデアは何も持ってません。ほかの方からいろいろアイデア出されますけども、そんなもんはありません。産業を起こしてどうのこうのというアイデアもありません。ただこのことは判断間違っていないと、私思います。そういうことで具体的に対策を講じていくということが、限界集落対策にもなる、これは広く大台地域全体ということなんですけれども、やはり限定的には大杉谷地域であり、宮川地域だというふうに思いますので、いろんな国からの方向性がですね、在宅のほうにきておりますんで、自治体としてはこれはやりにくいということはよくわかります。ですが、地域の実勢ということから言えば、やっぱりこういうところできちっと自分たちの施策を持っていくと、みんなの幸せのために地域を守るために、果敢に挑戦していくということが大事だというふうにも思いますので、改めて見解を伺いたいと思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） 実際に先ほどからお話をするおりに介護力がないとかですね、いろんな不都合が部分が多々あるわけがございます。こういった地域

の実態というものを、やはり県でも国でもしっかりと把握しながらですね、対応していくということが非常に大事なことやと思っております。

いつときですね、一般病院の話になりますけれども、病院の中にいわゆる一般病棟と療養型の病棟というふうな形で付けておって、全国に23万5000ほどあった療養病床をもう将来的にはゼロにする。当面15万床ぐらいに減らしていくんだというようなことをございました。私はこれは本当にいい制度やと思とるんです。病院におりながら医療を受けて療養を受けながら生活をする。これは非常にいいことやなと思っておるんですが、これがもうなし崩し的に療養型がなくなっていくという、そういう状況があり、今ちょっと民主党政権でちょっと止まっておるようですけども、そういったようなことが本当に財界の言うこときいって高齢者福祉できるのというふうな違和感を、本当に強く持っております。

そういうことの中で、地域を見てですね、本当にそれはしっかりと対応してかないかんという部分は考えてはおるんです。確かにそれができれば、今はいいかもわからんのやけども、将来的なことも考えながら、あるいは実際に私どももやまびこ荘やら崇雲寮というのを運営しながらですね、やはり介護の人材のあり方とか、そういったようなもの。あるいは赤字ばかり出しとってあきませんので、とんとんでもいけるような形でやっていく必要が、運営もしてかなあかんということもありますんで、そこら辺を考え合わせると非常に厳しい部分がございます。

そういうことで、公がするのか、あるいは社会福祉法人がするのか、それはどちらがするかは別としてでもですね、必要性ということは思っておりますんで、そこら辺も前提にしながら今後の基本計画等を、それから介護保険事業計画にそこら辺をどのようにのせていくか、しっかりと検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大西慶治君） 直江修市議員。

○6番（直江修市君） 次に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律について、質問をいたします。

この法律は元は地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案でございましたが、与野党、共産党を除いてですね、修正案で地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律になったということであります。民主党は地域主権、地域主権ということで、公約にも民主党政権が目玉政策の一つとしてきたもんなんですけれども、名称が先ほど申しましたような名称になって、まさに法律は自民公明政権時代の地方分権改革を引き継いだものと言われております。一括法は関係41法律の改定に及ぶそうであります。

国にはすべての国民にナショナルミニマム、生活基準の最低基準を保障する責任があります。このため保育所や高齢者、障がい者施設、公営住宅などについて運営や設備の最低基準を定めています。一括法はその最低基準の決定を地方に委ねるもので、ナショナルミニマムを主張する国の責任を投げ捨てるものが中心との指摘がございます。

41法律ということですので、すべて伺うわけにはいきません。町の政治に関わりがあると思われる法律について、以下伺います。まず老人福祉法の一部改正で都道府県は養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めるものとされたということであります。法律から条例へといわゆる法律の義務規定をはずして、自主性を尊重するというようなことで条例で定めよというようなことでもあります。

この法律を見ますと、まず都道府県が条例を定めるにつきましては、厚生労働省令が定める基準を標準として定める。また参酌して定めるとか、いろいろここでは3段階で示しておりますので、この点、説明を受けたいというふうに思います。

都道府県条例の内容がどうなってくるのかということであるんですけれども、

現在もう厚生労働省基準ということ自体が、面積的にも大変少ないという問題がございまして、例えばやまびこ荘が建設された時、これは平成6年ですか、この厚生労働省令が、もとい平成17年に基準が変更になりまして、国の基準は10.65平米以上とするということ、最低基準がですね、なっておるということでありまして、実際17年にやまびこ荘を改築されておるんですけども、その時の面積は16.8から21.0平米というようなことで、当然厚生省の基準を上回るスペースが実際必要やということと建設されております。

ここにも見られますように、もともと低い面積基準でありますんで、それを下回るような県ですね、条例ということになりますと、大変問題だというふうに思いますので、県の条例がどういう内容になるのかまだはっきりしてないようなんですけども、実際、現に建設されておるような建物の面積を踏まえて、私はこの量的な設定もされるべきやないかというふうに思います。

保育所なんかでもですね、これ三瀬谷保育園を建設されたんですけども、この時の国の基準は園児一人当たり1.65平米ということですね。しかし現実には4.89平米の施設が建設されたら、これだけのスペースがないときちっとした保育ができない、保育環境を補償することができないということから、基準以上の部分は町が負担という形でされてきとるんですね。今までも公立施設いっぱい学校なんかもそうですけれども、全部超過負担でやってきてます。ですからやっぱり厚生省の数字が低いということ踏まえて、県なんかは条例をつくる時には、つくらしていくということが私は必要ではないかと思っておりますので、その点につきましてのまず見解を伺いたいというふうに思います。

あと2点目に申しましたように、国の基準自体が非常に低いと、さらに下回るようなことを特例措置で保育所なんかはですね、できるようにしてあるということなんですね。保育所を例に上げますと、入所待ちの園児がおおいところや、地価の高いところは今度示す厚生省の基準より下回ってもいいというような特例を設けておるということなんですね。そういうことが全国の例にされる

と困るわけなんですね。東京だけの問題ではないんです。東京で現にこんだけの面積で保育やれとるやないかということで、各都道府県のそういった基準をですね、建設する動きもこれは当然出てくる、国はそれを狙ってですね、特例でまずやらせるというふうな手法も取っておるのではないかというふうに思いますので、こういう最低基準だけは保障させていく。これは県の条例ですからね、というんでそういう見地から県に物を言っていてほしいというふうに思いますので見解を伺いたいと思います。

あと道路法の一部改正がございます。条例内容について説明求めます。

河川法の一部改正、これは市町村の条例で定めることとされたということがあります。道路法の一部改正につきましても、地方公共団体の条例で定めることとされたということでもありますので、内容を伺いたいと思います。

それからこの辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正におきまして、総合整備計画の策定の義務づけをできる規定化することとされたということで、法定計画でありましたのを、義務はらずして市町村がいわゆる自主計画を定めるのであれば、それはそれでよろしいよということですよ。ですから、この法律には議会の議決をもって計画を定めよということになっておるんですけども、法律で計画を定める必要がなくなるということは議決事件でなくなるということなんで、それに対して当局はどう対応していくか、これは基本構想も同じように義務づけが外されました。というようなことですので、この点についての説明を受けたいと思います。

それから、消防組織法の一部改正で、これは私は大変大事ではないかというふうに思うんですけども、消防の広域化に関する推進計画の策定について、努力義務化し、その内容について例示化することをされたということなんですね。これは改正前にはうたわれていなかったところです。もう早くから消防の広域化ということが言われてきたわけなんですけれども、それをさらに法的に強めようというのが、この計画の努力義務化ではないかというふうに思います。努

力義務化という規定はですね、町、消防組合にどのような対応を求めることとなるのかについて伺いたいと思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） それでは、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律ということでございまして、この第1次一括法についてお答えをいたしたいと思います。

この法律は平成21年12月15日に閣議決定をされました地方分権推進計画に基づくものでございます。その中で国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から対等の立場で対応のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気の満ちた地域社会をつくっていかねばならないと宣言し、次の取り組みを推進するというで結んでおります。その取り組みとは、第1に義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大がございまして、第2に国と地方の協議の場の法制化がございまして、第3に今後の地域主権改革の推進体制でございまして。

議員のご質問は第1の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に関することかと存じます。それでは、施設の公物設置管理の基準についてお答えをいたします。まず1点目の老人福祉法の一部改正で、養護老人ホーム及び特養の設備及び運営について、その基準は国でこれまで定められておりましたが、平成24年4月1日から県条例で定められることになりました。その中で、厚生労働省令で定める「基準」に従い定めるものとあるのは、一つ目に養護老人ホーム及び特養に配置する職員及びその人数、二つ目には居室の床面積、三つ目に運営に関する事項でございまして、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして、厚生労働省令で定めるものでございます。

この基準は条例の内容を直接的に拘束する。あるいは必ず適合しなければな

らない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されますものの、異なる内容を定めることは許されないものとなっております。

次に労働省令で定める基準を標準として定めるものとあります。これは養護老人ホームの入所定員を定めるもので、法令の標準を通常よるべき基準としつつ合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた標準と異なる内容を定めることが許容されるものとなっております。

またその他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとすることとあります。これは地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものであります。

2点目の他の都道府県と比較してでございますが、県に問い合わせましたところ現時点での情報では、厚生労働省から8月ごろに省令に基づく具体的基準が示される予定でありまして、改正作業はそれ以降になるとのこととございまして、県では市町への説明会、他県の調査を行った上で、三重県社会福祉審議会専門部会に諮問し、その答申を踏まえ条例案を策定し、県議会の議決を得ることとしているとのこととございました。議員ご指摘のように他県の条例と比較して、量的、質的に劣らない内容となるよう必要に応じて県に要望してまいりたいと存じております。

それから、道路法の一部改正に伴う条例を定めることにつきまして、この道路法の一部改正に至った背景として、一つ目に道路構造令の基準は過大ではないかということ。また二つ目には全国一律的であり、個別の状況に対応できていないと。三つ目には補助事業の採択を受けるために基準値を採用している。こういった指摘と平成19年7月に行われました全国知事会において、地域の実情に則した道路整備を行うため、規制的な通知・通達は廃止するとともに、技術的基準である道路構造令は縮小すべきとの提言を受け改正されたものでございます。

改正内容の一つ目は車両の安全性・円滑性を担保するために必要な項目として、一つ車両の規格等と道路構造の調整がございます。二つ目に橋と高架の道路等の荷重条件、これを除いて道路の構造の技術的基準を道路管理者が条例で定めてみずからが定めた基準に基づく道路整備が可能となった、こういうことでございます。

しかしながら、道路の技術的基準のうち政令で定めるもののほかは、政令で定める基準を参酌して道路管理者である地方公共団体の条例で定めるとされておりまして、道路構造令のどの基準を参酌するのか明確にされていないため準備ができない状況でもございます。条例の内容につきましては、現行の道路構造令の大部分が必要でございまして、そのすべてを条例化するのか、あるいは数値基準を規則で定めるのか検討が必要でございます。

今後県及び市町と情報を共有しながら準備を進めてまいりたいと思います。

二つ目の改正内容については、道路管理者が設ける道路標識の標識にかかる基準で、標識令の標識の寸法及び文字の大きさについて、条例で基準を定めることとなりました。

三つ目は、都道府県道の道路の認定、変更または廃止にかかる国土交通大臣への協議で、町道は該当していないと、こういうことでございます。

それから、河川法の一部改正でございしますが、河川には河川法の適用を受ける1級、2級河川と河川法の2級河川の規定を準用する準用河川及び河川法の準用されない普通河川の4種類がございます。今回の河川法の改正は、準用河川にかかる改正でございまして、町が管理を行う準用河川というのが大台町にはございません。従いまして、条例制定の必要がありませんので、ご理解をいただきますようお願いしたいと思います。

それから、2問目の計画の策定及び手続きにおける一点目の辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律の一部改正であります。辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関

する法律の一部が改正されて、ややこしいですね、平成23年5月2日に公布をされました。同法第3条第1項には、従来総合整備計画の策定が義務づけられておったんですが、地域の実勢及び自立性を高めるためとして、議員ご指摘のとおり策定することができる。こういう規定となっておりまして、総務大臣への提出や県知事との協議についても削除されたところであります。

しかしながら、辺地対策事業債の適用を受けるためには、総合整備計画の策定が必要でございまして、総務大臣への提出や県知事と協議しなければなりませんので、当町における辺地にかかる計画の策定及び手続きにつきましては、何ら変わらないと思っております。またご質問いただきました地方自治法の規定による議決事件にあたるかどうかにつきましては、同法第3条で議会の議決を経て総合整備計画を策定できるとなっておりますことから、私といたしましては従来どおり地方自治法の規定によりまして、議会の議決をお願いをしていきたいと考えているところでございます。

2点目の消防組織法におけます広域化に関する件でございます。この法律の根底に流れておりますのは、地域のことは地域で住む住民が責任をもって決めるという地域主権でございまして、ある意味、逆手にとった部分があるのではないかなと思っておりますが、自主性が重んじられたとはいえ、消防の広域化については多くの市町と協議・交渉すること。そして県内全域を見通すことには限界がございます。広域化をしていくのはやはり県の調整を期待し、県の推進計画の策定を促す必要があるものと考えております。

こういうことで以前から8ブロックなり4ブロックなり、1ブロックというようなことが、段階的というような案もあったわけですが、現在その話は頓挫をしているというのが状況でございます。段階的に進めていくのではなく、やるのであれば一挙に1ブロックというのが、財政的にも住民の利益からも考えてベターではないかなと考えているところでもございます。そういう意味でも県の調整が必要不可欠ということで考えているところでございます。

答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 直江修市議員。

○6番（直江修市君） 最後に伺いました消防組織法の一部改正に基づく広域化の問題ですけれども、被災地におきましてもいわゆる合併による職員の減やら、消防力の低下というものがですね、非常に事故対応、救助対応等々において障害になったというふうなことが言われております。とりわけ消防組織におきましては、その地域にやっぱり配置されておってですね、機動性が発揮されると、初期消火ということでの活動が保障されるんではないかというふうに思うんです。宮川地域をとりましても、これは今、領内出張所があることによってですね、救急車の出動あるいは火災に対する迅速な対応というようなことで、随分大変大きな役割を果してもらっております。ああいう施設がですね、広域化によってなくなるというようなことは、到底認められることではありません。住民も当然そういうことは望んでおられませんので、この点について町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（大西慶治君） 町長。

○町長（尾上武義君） これはですね、いくら広域化してもろても、その地域にはそれが必要なんです。ですので古和のほうにもありますし、それから錦にも柏崎のほうにもありますし、領内のほうにもある。これは何としてもですね、それは置いておかないかん。そこから外れて本当に効率化と効果とか、費用対効果とよく言いますが、そういったような時代で私はないと思ってるんです。本当にそこに住む人たちのために公というのはどうあるべきなのかというのはもうちょっとしっかり考えていかなあかんということですね、もしそういうようなことになれば、これは大分声あげていかなあかんと思いますし、何としてもこれは守っていかなあかんという、そういう思いでおりますので、しっかりやっていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（大西慶治君） 直江修市議員の一般質問が終了しました。